

## 夜間預金金庫使用規定

「夜間預金金庫」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

北門信用金庫  
(令和2年4月1日公表)

1. この夜間預金金庫（以下夜間金庫という）のご利用は、当金庫の当座勘定又は普通預金ご本人の預金口座へご入金のため営業時間外に使用ができません。  
この場合、当金庫はこの規定に基づくほか当座勘定・普通預金等の規定によってお取扱いいたします。
2. 当金庫はこの夜間金庫のご利用者にあらかじめ夜間金庫外扉用鍵と入金袋並びに袋閉鎖用錠前及び鍵をお貸しいたします。  
入金袋は夜間金庫以外には使用することができません。
3. ご入金の場合は入金袋に次のものを入れて施錠し、夜間金庫の投入口から確実にお差入れください。
  - (1) 現金（又は小切手）
  - (2) 入金票（当座預金の場合は、当座預金入金帳、普通預金の場合は、普通預金入金伝票）
  - (3) 当座預金以外の場合は預金通帳
4. 入金票には次の点を記入してください。
  - (1) 預金者氏名
  - (2) 入金額
  - (3) 日付
  - (4) 入金袋番号
5. 当金庫は毎営業日一定の時刻にこの夜間金庫を開いて、現金と入金票記載金額との一致を確かめた上で、入金袋を開いた日の日付をもってご指定の預金口座へ入金の手続きをいたします。
6. 入金袋に施錠されていない場合、その他入金袋に関して疑いのある場合には、電話その他の方法によってお打合せいたします。  
また、現金と入金票の記載金額が一致しない場合は、当金庫の勘定した入金額といたします。
7. この夜間金庫外扉や入金袋の閉鎖不完全、その他ご利用者の不注意によって生じたご損害に対しましては、当金庫はその責を負いません。
8. 入金の手続きを終了した場合には、入金袋、当座預金入金帳、又は預金通帳をお返しいたします。お返しの際は、入金袋投入時に発行されたレシートと引換にいたします。
9. 夜間金庫外扉用鍵・入金袋・袋閉鎖用錠前及び鍵の保管については、十分の注意を払い万一、紛失・盗難等の事故が発生した場合には直ちにその旨を当金庫にお届けください。
10. 契約期間中の利用手数料は、別途定める手数料金額をお支払いいただきます。  
支払方法は毎月1ヶ月分を当月の5日に口座振替払いによりお支払いいただきます。（1ヶ月に満たない場合でも1ヶ月分お支払いいただきます。）
11. この契約は、ご利用者又は当金庫の都合により、又は6か月以上ご使用のない場合は何時でも解約することができます。解約したときは、当金庫からお貸しした物件（入金袋・外扉用鍵等）を必ずお返しください。
12. この夜間金庫は、第13条第1項、第2項AからFおよび第3項AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第1項、第2項AからFまたは第3項AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。
13. 次の各項の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫からお貸しした物件（入金袋・外扉用鍵）を必ずお返しください。
  - (1) 利用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (2) 利用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員

- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずるもの

(3) 利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

14. 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. この夜間金庫の使用権を転貸・譲渡・売買又は質権の目的とすることはできません。

16. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上  
令和2年4月1日現在